

製造業3分野(素形材産業/産業機械製造業/電気・電子情報関連産業)における外国人人材

「技能実習生」と「特定技能」

登録支援機関でもある、行政書士法人グローアップが対応可能です！
 ○予防(セカンドオピニオン)監査…技能実習生実施機関様への予防監査業務も可能です。

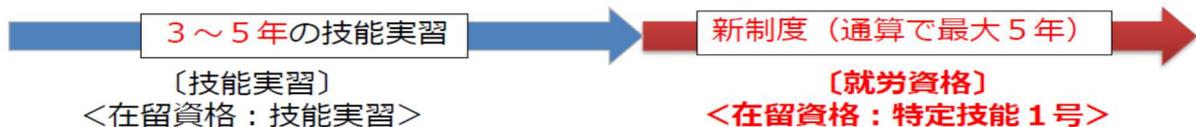
■優秀な人材を今の「技能実習」から「特定技能」へ移行しませんか。

メリット

- ・技能実習生の内、優秀な人材を労働者として雇用継続できる
- ・組合管理を離れ、自社の直接管理となる
(ご心配な場合は登録支援機関へ委託可能)

製造業以外の他の特定技能対応業種においても、技能実習生から特定技能への移行が進みつつあります。

《移行イメージ》



■技能実習2号移行対象職種、製造は約50職種

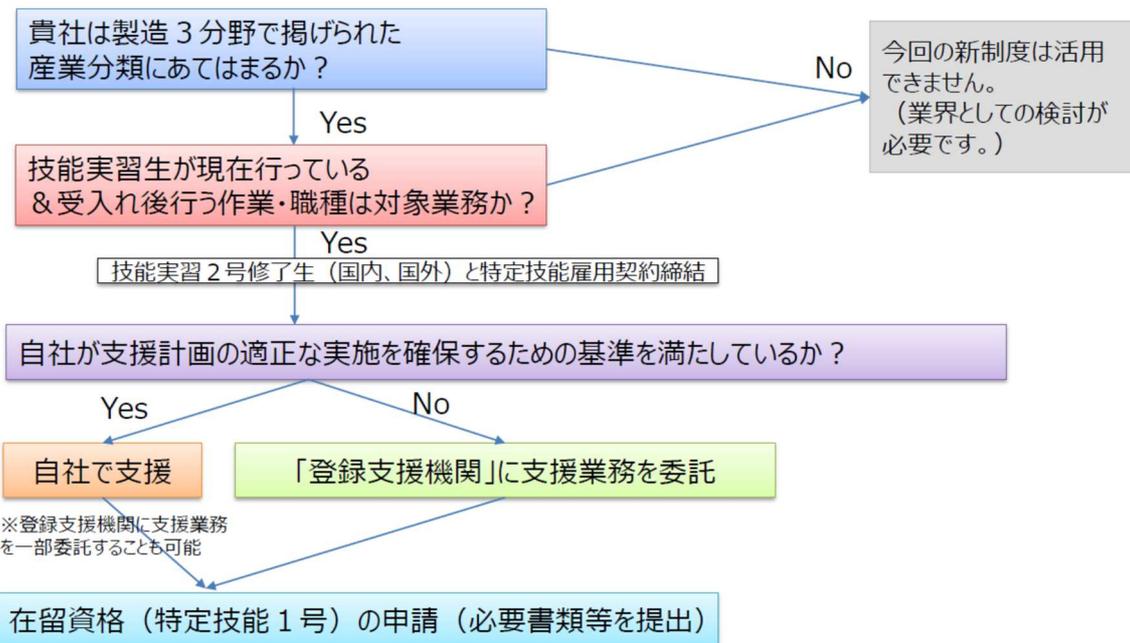
現在の製造3分野は、技能実習(2号)修了者においては、新試験が免除(※産業分類確認必要)。

素形材産業/産業機械製造業/電気・電子情報関連産業

又、将来的に技能実習2号移行対象職種は追加されると思われます。

《移行申請フロー》

特定技能外国人を受け入れるには (技能実習からの移行)



■新試験での受け入れ検討(実習生からの移行ケース外)

特定技能外国人を受け入れるには (新試験ルート)

※技能試験の詳細は決まり次第お知らせします。

日本語試験 「①国際交流基金日本語基礎テスト もしくは②日本語能力試験 (N 4 以上)」

+

技能試験 「製造分野特定技能1号評価試験(仮)」

○実施場所：国外 5 か国 (ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイ)

○試験言語：主に現地語を予定

○実施方法：学科試験、実技試験

○実施時期：年 1 回程度 (2019年度内)

○試験区分：19 試験区分 (鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装) ※レベルは技能検定3級相当 (技能実習2号修了相当)

貴社は製造 3 分野で掲げられた産業分類にあてはまるか？
受入れ外国人が行う業務と試験合格区分が対象業務と一致しているか？

No

今回の新制度は活用できません。
(業界としての検討が必要です。)

Yes

試験の合格者 (日本語、技能) と特定技能雇用契約の締結

以下、技能実習からの移行と同様です。

自社が支援計画の適正な実施を確保するための基準を満たしているか？

9

【実施される試験区分】

製造 3 業種で実施する 19 試験区分

- 鋳造
- 鍛造
- ダイカスト
- 機械加工
- 金属プレス加工
- 鉄工
- 工場板金
- めっき
- アルミニウム陽極酸化処理
- 仕上げ
- 機械検査
- 機械保全
- 電子機器組立て
- 電気機器組立て
- プリント配線板製造
- プラスチック成形
- 塗装
- 溶接
- 工業包装

■予防(セカンドオピニオン)監査

「技能実習生実施機関への監査業務も可能です。」

■監理団体様から、定期監査をご対応頂いていると思われませんが、組合員への監査の為、

比較的甘めになることも…。→ **第三者の目で監査を行う事により、予防できることがございます。**

※改善命令・行政指導を受ける原因の予防に…(外部監査人となる行政書士が予防監査を行います)

行政書士法人グローアップ (登録支援機関番号 19-000539)

【東京本社】〒108-0075 東京都港区港南 2-16-4 品川グランドセントラルタワー7F Tel.03-5715-2938

【大阪本店】〒542-0076 大阪府大阪市中央区難波 5-1-60 なんばスカイオ 5F Tel.06-6630-8535

E-mail: info@glow-up.or.jp <https://glow-up.or.jp/>

